

岩手県職員労働組合規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、岩手県職員労働組合（以下「組合」）という。

(法人格)

第1条の2 この組合は法人とする。

(所在地)

第2条 この組合は、事務所を盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内に置く。

(目 的)

第3条 この組合は、綱領に基づき組合員の自主的団結により、労働条件の維持改善、生活の安定並びに社会的地位の向上を図り、労働者の基本的人権と自由を守り、これを拡大し、あわせて地方自治の民主的確立を期することを目的とする。

(事 業)

第4条 この組合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件並びに生活条件の向上に関する事業
- (2) 組合員及びその家族の福利厚生に関する事業
- (3) 組合員の教養、文化の向上に関する事業
- (4) 組合員の保健並びに体位向上に関する事業
- (5) 友誼団体との連繋協力に関する事業
- (6) 地方自治の民主化に関する事業
- (7) その他組合の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

(組 織)

第5条 この組合は、岩手県に所属する職員をもって組織する。但し、中央委員会で認められたものについてはこの限りではない。

(支 部)

第6条 組合に支部を設ける。

- 2 支部の設置及び運営については別に定める支部設置規則による。

第3章 組 合 員

(組合加入)

第7条 この組合に加入しようとする者は、文書により支部長経由のうえ中央執行委員長まで申込まなければならない。

2 組合員の資格は、中央執行委員会で議決した日の翌日から取得する。ただし、定年退職後引き続き再任用職員として組合加入する場合は、退職の日の翌日から取得するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、会計年度任用職員に係る組合員資格の詳細な取り扱いに関しては、当該会計年度任用職員の任用内容を踏まえつつ、中央執行委員会が別に議決する。

(組合脱退)

第8条 この組合から脱退しようとする者は、脱退の理由を述べた届書を支部長経由のうえ中央執行委員長に提出しなければならない。但し、組合に債務その他の義務があるときは、それを履行した後でなければ脱退を認めない。

2 組合員の資格は、中央執行委員会において、脱退届の受理を議決した日の翌日から喪失する。

(資格の喪失)

第9条 組合員は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によってその資格を奪われることはない。但し、次の場合はその資格を失う。

(1) 中央執行委員会で適当でないと認めた者

(1) 岩手県の職員を退職した者。ただし、会計年度任用職員にあつては、翌年度も継続して任用される見込みとなっている者にあつては、資格を喪失しないものとする。

(統制)

第10条 組合員が次の各号に掲げる行為をしたときは、大会の決議により権利の停止又は除名をすることができる。

(1) 組合の統制をみだしたとき

(2) 組合員としての体面を著しく汚したとき

(3) 組合員の義務を履行しないとき

第4章 組合員の権利義務

(権利)

第11条 組合員は次の権利を有する。

(1) 組合のすべての事業に参加する権利

(2) 役員を選挙し又は選挙される権利

(3) 権利の停止又は除名の処分を受けた場合に抗告する権利

(4) 会計帳簿及び証拠書類を閲覧する権利

(義務)

第12条 組合員は次の義務を負う。

(1) 組合費を納入する義務

(2) 組合の指令、決定及び統制に服する義務

第5章 機 関

(機 関)

第13条 組合に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会
- (3) 中央執行委員会
- (4) 闘争委員会

(大 会)

第14条 大会は組合の最高決議機関であつて、第27条に定める役員及び代議員をもつて構成し、原則として毎年5月中央執行委員長が招集する。但し、次の場合は臨時に招集しなければならない。

- (1) 組合員の3分の1以上の要求があつたとき
- (2) 中央委員会の要求があつたとき
- (3) 中央執行委員会が特に緊急に必要と認めたとき

2 代議員は各支部毎に20名に1名、端数15名を越えるときは1名の割合で当該支部組合員の直接無記名投票により組合員の過半数を得た者から選出する。但し、20名に満たない支部でも1名は選出できる。

(大会に附議すべき事項)

第15条 大会に附議しなければならない事項は次の通りである。

- (1) 綱領及び規約の改正
- (2) 運動方針
- (3) 予算及び決算
- (4) 中央委員会の提案した事項
- (5) 中央執行委員会が必要と認めた事項
- (6) その他規約、並びに規則に定められた事項

(中央委員会)

第16条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で、第27条に定める役員及び中央委員をもつて構成し、中央執行委員長が必要に応じて招集する。

2 中央委員は、各支部毎に70名に1名、端数40名を越えるときは1名の割合で当該支部に所属する組合員の直接無記名投票により組合員の過半数を得た者から選出する。但し、70名に満たない支部でも1名は選出できる。

3 中央委員の任期は定期大会から次期定期大会までとする。但し、再選を妨げない。欠員が生じた時は補充しなければならない。

(中央委員会に附議すべき事項)

第17条 中央委員会に附議しなければならない事項は次の通りである。

- (1) 大会の決議により委任された事項
- (2) 規約施行に必要な規則の制定又は改廃
- (3) 中央委員の3分の1以上の提案した事項

(4) 中央執行委員会が必要と認めた事項

(議事規則)

第18条 大会及び中央委員会の運営は、別に定める議事運営規則による。

(機関の成立)

第19条 大会は代議員の、中央委員会は中央委員の過半数の出席により成立する。但し、委任による場合も出席とみなすことができる。

(議長団)

第20条 大会の議長団は、代議員の中より選出する。

2 中央委員会の議長団は、中央委員の中から選出し、その任期は第16条第3項による。但し、再選を妨げない。

(決議)

第21条 大会又は中央委員会の議事は、出席代議員又は中央委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(中央執行委員会)

第22条 中央執行委員会は、第27条に定める役員をもって構成する。但し、会計監事は除く。

2 中央執行委員会は、中央執行委員長が必要によりこれを招集する。

3 中央執行委員会は、この組合の執行機関であって、その執行については、大会又は中央委員会に対して責任を負う。

(闘争委員会)

第23条 重大な闘争を行うときは、大会又は中央委員会の決議を経て闘争委員会を設けることができる。

2 闘争委員会の設置及び運営は、別に定める闘争委員会設置及び運営規則による。

第6章 機 構

(機 構)

第24条 組合の業務を執行するため、書記局及び専門部を置く。

2 書記局は書記長が指揮監督し、書記次長がこれをたすける。

3 専門部に部長及び部員を置く。部長及び部員は中央執行委員会の互選によって決め、それぞれ業務を分掌する。中央執行委員会において特に必要があると認めたとときは、役員以外の組合員を専門部員とすることができる。

4 書記局及び専門部の運営は別に定める書記局及び専門部運営規則による。

(有給役職員)

第25条 この組合に若干名の専従役員及び書記を置く。

2 書記の人事は中央執行委員長が行う。

3 専従役員及び書記の給与に関しては別に定める給与支給規則による。

(専門委員会等の設置)

第26条 中央執行委員会は、緊急又は特別の問題について対策をたてるため、大会又は中央委員会の決議を経て専門委員会又は機関を設けることができる。

2 前項の委員会又は機関の運営は、その都度別に定める運営規則による。

第7章 役員

(役員)

第27条 組合に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 中央執行委員長 | 1 名 |
| (2) 副中央執行委員長 | 2 名 |
| (3) 書記長 | 1 名 |
| (4) 書記次長 | 1 名 |
| (5) 中央執行委員 | 若干名 |
| (6) 特別中央執行委員 | 若干名 |
| (7) 会計監事 | 3 名 |

2 中央執行委員の数は、大会又は中央委員会で決定する。

(役員職務)

第28条 中央執行委員長は、組合を代表し、すべての業務を統轄する。

2 副中央執行委員長は、中央執行委員長をたすけ、中央執行委員長事故あるときはその代理をする。

3 書記長は、中央執行委員長の命を受け、企画立案並びに執行業務の調整にあたり書記局全般を統轄する。

4 書記次長は書記長をたすけ、書記長事故あるときはその代理をする。

5 中央執行委員は業務の執行にあたる。

6 特別中央執行委員は、必要に応じ中央執行委員会に参画する。

7 会計監事は、組合の会計業務を監査する。

(役員選出)

第29条 中央執行委員長及び書記長、書記次長は組合員全員の直接単記無記名投票により、副中央執行委員長、中央執行委員及び会計監事は、組合員の直接完全連記無記名投票により選出する。

2 前項の場合、当選人となるためには、組合員の過半数の投票により投票組合員の過半数の支持を得なければならない。

3 特別中央執行委員は、大会又は中央委員会で出席代議員の過半数の賛成により選出する。

4 前3項に定めるものの外、役員選挙については別に定める役員選挙規則による。

(役員任期)

第30条 役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

但し、再選は妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、直ちに補欠選挙を行う。欠員補充によって就任した役員
の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前任者は任期満了後であっても後任者の就任をみるまで、その業務を執行する。

(役員議決権禁止)

第31条 役員は代議員及び中央委員を兼ねることが出来ない。

第8章 会 計

(経 費)

第32条 この組合の経費は、組合費、寄附金・雑収入及びその他の収入をもって充当す
る。

(組合費)

第33条 組合費は、普通組合費及び特別組合費とする。

2 普通組合費は、年間組合員1人当り200円に本俸月額100分の2を加えた
額の12カ月分とする。但し、納入の時期は毎月の給料日とする。

3 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る普通組合費は別に大会で定め
る。

4 特別組合費は、大会又は中央委員会の決議により徴収することができる。

5 組合員がその資格を失った場合においてもすでに納入した組合費は払戻しをしな
い。

6 支部活動に必要な経費は支部交付金として交付する。支部交付金の交付基準及び
交付要領については別に定める支部交付金交付規則による。

7 休職中の組合員に対しては、その期間中組合費納入の義務を免除する。

第34条 組合の会計経理は、別に定める会計規則による。

(積立資金)

第35条 組合は闘争、救援及び書記退職手当などに充てるため、毎年普通組合費の10
0分の4以上の額を積立てるものとする。

2 積立金は大会又は中央委員会の議決を得なければこれを使用することができない。

(費用弁償)

第36条 組合員、役員及び書記が組合活動のために要した旅費については別に定める旅
費支給規則による。

(会計監査)

第37条 会計監査は、年2回以上、組合財産、会計帳簿及び収入支出の状況等を監査し、
中央委員会及び大会に出席し報告しなければならない。

(会計報告)

第38条 中央執行委員長は、毎会計年度終了後、すべての財産及び使途、主要な寄附者
の氏名並びに現在の会計状況を大会に報告しなければならない。

(会計年度)

第39条 組合の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終る。

第9章 他の職員団体への加入及び脱退

(加 入)

第40条 この組合が他の職員団体と連合し、又は加入しようとするときは大会に於ける代議員の過半数の賛成で発議し、組合員に提案して全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

2 前項の規定による団体の役員を選出は、中央執行委員会に於いて決定し、大会又は、中央委員会の承認を受けなければならない。

3 団体の代議員及び中央委員は大会又は中央委員会で選出する。

(脱 退)

第41条 この組合が前条の団体を解散し、又は脱退しようとするときは大会に於ける代議員の過半数の賛成で発議し、組合員に提案して全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければならない。

第10章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第42条 この綱領及び規約改正は、大会に於ける代議員の過半数の賛成で発議し、組合員に提案して全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を得なければ改正することができない。

2 投票の場合に於ける執行については、第29条に定める選挙規則を準用する。

(解 散)

第43条 この組合を解散するには、全組合員の直接無記名投票による4分の3以上の賛成を得なければならない。

(附 則)

第44条 この規約は、全員投票の結果、全組合員の過半数以上の賛成による地方公務員法第53条第1項による登録申請の日から効力を生ずるものとする。

1. 第27条の規定にかかわらず、昭和32年度の役員の任期は、昭和33年5月末日迄とする。

2. この改正規約は昭和32年7月1日から施行する。但し、第12条の改正規定は昭和32年度については適用しない。

3. この改正規約は昭和34年7月22日から施行する。但し、第21条第2項、第24条、第25条第4項、第26条の改正規定は昭和35年度から施行する。

4. この改正規約は1961年10月1日より施行する。

但し、第30条第5項の規定は1962年6月1日より施行する。

5. この改正規約は1966年10月1日より施行する。

6. この改正規約は1968年10月25日より施行する。

7. この改正規約は1972年10月5日より施行する。

8. この改正規約は1974年10月1日より施行する。
9. この改正規約は1975年4月1日より施行する。
10. この改正規約は2015年4月1日より施行する。
11. この改正規約は2020年8月1日より施行する。

この規約の施行日の前日までに規約第7条第2項の規定に基づき組合員資格を得た会計年度任用職員にあっては、改正後の規約第33条第3項の規定にかかわらず、この規約の施行日の前日までに係る普通組合費については、免除する。

会計年度任用職員の組合費について

2020年6月20日

県職労第124回定期大会決議事項

規約第33条第3項で別に定める事項に関して、次のとおり定める。

1 普通組合費の設定

- (1) 会計年度任用職員に係る普通組合費は、月額1,500円とする。
- (2) 前号にかかわらず、報酬が月額で支給される会計年度任用職員に係る報酬月額（基本報酬月額とし、超過勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当等を含まない）が中央執行委員会が定める基本設定額を超える場合にあっては、報酬月額に応じ、100円単位で普通組合費を加算する。

ただし、この場合にあっては、月額1,800円を上限とする。

2 施行期日

岩手県職員労働組合規約の一部改正を決定した日の翌月の1日から（2020年8月1日）施行する。

中央執行委員会が定める基本設定額及び組合費について

基本設定額は、報酬算定の基礎となる額が行政職給料表1級25号とし、週30時間勤務時における報酬月額をもとに、150,000円とする。基本設計額を超えた報酬月額及び組合費については、以下のとおりとする。

報酬月額	160,000円以上170,000円未満	組合費	月額1,600円
	170,000円以上180,000円未満	〃	月額1,700円
	180,000円以上	〃	月額1,800円

書 面 協 定

岩手県知事（以下「知事」という）と岩手県職員組合（以下「組合」という）とは、地方公務員法（以下「法」という）第50条第2項の規定に基づき、次の書面協定を結ぶ。

（目 的）

第1条 この協定は、県行政並びに組合の円滑な運営を図るため、知事と組合が相互の立場を尊重し、知事は組合に加入する職員（以下「職員」という）の勤務条件の維持改善に努め、組合はその勤務成績の向上を図ることを目的とする。

（交渉団体）

第2条 知事は、組合を法第55条の規定による交渉権を有する職員団体と認める。

（組合活動の保証）

第3条 知事は、職員が組合のために正当な行為をした事故をもって差別待遇その他不利益な取扱いをしない。

（人事の原則）

第4条 知事は職員の任免、異動、賞罰等人事権の行使に当っては公正、且つ、妥当にして明朗な人事の確立を期するものとする。

（勤務条件の原則）

第5条 知事は、職員の勤務条件の適正を図るため次の事項について組合の意見を求める。

- (1) 賃金その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇の一般方針に関する事項
- (2) 勤務に関する安全衛生、災害補償に関する基本的事項
- (3) 職員の研修及び福利厚生の一般的計画に関する事項

（勤務条件に関する苦情の処理）

第6条 知事は、組合の申出による勤務条件に関する苦情については誠意をもって処理する。

（専従職員の設置）

第7条 知事は、組合の要請により、職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例第2条の規定により3人以内の職員に専従休暇を与える。

（専従職員の取扱い）

第8条 専従職員の定数取扱いは、専従前の定数区分における部課公所の定数内とする。

2 専従職員は専従休暇の期間中においてもその職を保有し、その休暇の終了又は取消と同時に原則として専従前の所属に復帰する。

3 専従職員は、昇格、昇給については不利益な取扱いを受けない。

（組合役員組合活動）

第9条 組合役員（別表第1）は、次の各号該当する場合は勤務時間中であっても職務に専念する義務が免除される。

- (1) 知事及びその代理者と組合との交渉に参加する場合

- (2) 知事と組合との協議の上で設置された協議会に出席する場合
- (3) あらかじめ所属長の承認を得て正当な組合業務に参加する場合
(資料の請求)

第10条 知事と組合との交渉事項に関して当事者の一方が相手方に資料の提供を請求したときは、被請求者は特に支障のない限りその資料を誠意をもって提供する。

(組合費等控除)

第11条 知事は別に定める協定により職員賃金からその者が納入すべき組合費を控除することができる。

- 2 知事は、職員が加入する団体（別記第2）について職員が団体に支払うべき掛金その他の控除についても前項を準用する。

(施設、物品の利用)

第12条 組合は、知事及び出納長の承認をうけて庁舎の一部及び物品を組合業務に利用することができる。

(有効期間及び改廃)

第13条 この協定の有効期間は成立の日から1年間とする。但し、有効期間満了前において、知事及び組合のいずれもが別段意思表示をしないときは、期間を更新し有効に存続する。

- 2 この協定は知事との同意によつてのみ改廃できる。この協定の証として本書2通を作成し、知事、組合各1通保管する。

昭和29年11月11日

岩手県知事	国分謙吉	知事印
岩手県職員組合 中央執行委員長	手塚光守	委員長印

「別記第1」岩手県職員労働組合	中央執行委員長
〃	副中央執行委員長
〃	書記長
〃	書記次長
〃	中央執行委員
〃	支部長
〃	副支部長
〃	支部書記長
〃	支部書記次長
〃	支部執行委員

「別記2」岩手県職員互助会
岩手県杜陵信用組合
岩手県庁生活共同組合